

近畿青年技術士懇談会 会則

制定：平成6年1月1日

改訂：平成8年2月15日

改訂：平成11年4月15日

改訂：平成14年4月18日

改訂：平成21年4月22日

改訂：平成24年4月28日

改訂：平成29年4月22日

改訂：令和3年4月24日

第1条（名称）

本会は「近畿青年技術士懇談会」と称する。

第2条（目的）

本会は異分野の技術士間の交流を通じて自己研鑽を図り、科学技術の発展および本会に集う者の資質の向上並びに技術を通じた社会貢献、地域経済・産業の発展に寄与することを目的とする。

第3条（会員）

本会は正会員、特別会員から組織する。

- (1) 正会員になることができる者は、技術士、技術士補、及び修習技術者とする。
- (2) 特別会員は、(1)以外の者で、代表幹事が加入を承認した者とする。ただし、幹事会の追認を行うものとする。

第4条（会費）

入会金、会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金 なし
- (2) 会費 正会員・特別会員 年額4,000円

第5条（入会申込）

本会への入会を希望する者は、以下の(1)、(2)のいずれかの手続きを行う。また、本会は、新しく入会を希望する者が(1)または(2)の手続きを完了したことをもって、当該入会希望者の入会を認めるものとする。

- (1) 入会希望届に必要な事項を記入し、第4条に定める会費とともに本会に提出する。
 - (2) 本会ホームページの入会フォームに必要な事項を入力の上送信し、送信から1か月以内に第4条に定める会費を本会に納入する。
2. 本会の会員資格を引き続き継続する者は、原則として当該年度の6月末日までの間に会費を納入することで会員資格を更新する。

第6条（除名）

会員が以下の事項のいずれかに該当した場合、第11条で規定する幹事会の議決によりこの会員を除名することができる。

- (1) 第3条に規定する資格を失ったとき。

- (2) 本会の目的に反する行為を行ったとき。
- (3) 1年以上年会費及び登録費を滞納したとき。
- (4) その他幹事会で会員に適さないとの決議があったとき。

第7条（退会）

会員が以下の事項のいずれかに該当した場合、この会員はその時点で退会したものとみなす。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 死去したとき。

第8条（役員および監査）

本会に次の役員および監査をおく。

- (1) 代表幹事(1名)、会計(1名以上)、事務局(1名以上)、Web担当幹事(1名以上)、幹事(15名以内)、監査(1名)
- (2) 必要に応じ、事務局が代表幹事代行を行うことができる。
- (3) 役員および監査の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条（役員および監査の選出）

本会の役員および監査の選出は、次の通り行うものとする。

- (1) 前条の役員は、任期中に45歳を超えない正会員の中から総会において選出する。
- (2) 監査は役員の推薦により総会において選出する。

第10条（役員の任務）

役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 代表幹事は本会を代表し、統括する。
- (2) 会計は、会計業務を担当する。
- (3) 事務局は、本会における事務全般を処理する。
- (4) Web担当は本会のウェブサイトおよびメーリングリスト等の管理・運用を担当する。
- (5) 幹事は、本会の会務の遂行を企画し、運営する。
- (6) 監査は本会の会務及び会計を監査する。

第11条（組織）

本会の組織は、総会、幹事会、分科会から構成される。

- (1) 総会は本会の最高決議機関で、毎年度4月に代表幹事が招集する。代表幹事が必要と認めたときは、臨時に召集することができる。
- (2) 幹事会は総会に次ぐ決議機関で、役員で構成する。本会を活発かつ円滑に運営するため、代表幹事が必要に応じて開催する。幹事会は役員により構成する。
- (3) 分科会は本会の実質的活動を行う機関として幹事会により必要に応じて招集することができる。分科会は正会員または特別会員で構成し、リーダー1名を選出する。リーダーは討議内容や決定事項を総会および幹事会に報告するものとする。

第 12 条（活動）

本会は以下の活動を行う。また、活動成果は本会に所属し、代表幹事がこれを管理し、必要に応じて広く社会に発信、公表するものとする。

- (1) 定例活動として月例会及び見学会などを行う。
- (2) その他第 2 条の目的を達成するための活動及び業務を行う。

第 13 条（活動への参加）

本会が主催する行事は、特別な場合を除き、第 3 条に定めるいずれかの会員以外の者の一時的な参加も認める。会員ではない者が本会の主催する行事に参加する場合は、参加の都度、会費の相当分として 1,000 円を支払うものとする。

第 14 条（遵守事項）

本会の活動にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に中立性を尊び、特定の企業、団体、個人などの利害関係に関与してはならない。
- (2) 本会の活動にあたっては、広く一般社会との関わりを重視し、公益の確保に努めなければならない。
- (3) 本会を通じて得た著作物、資料、画像、その他情報は、資料作成者の許可など正当な手続きおよび理由なく漏洩してはならない。
- (4) 公益社団法人 日本技術士会の活動には積極的に協力する。
- (5) 会員各位を互いに尊重し、相互研鑽に努めなければならない。

付則 この会則は、総会の決議により適宜改訂される。